

公益財団法人岡山県スポーツ協会 評議員、役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第19条、第31条の規定に基づき、本会の評議員、役員報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- 2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程（第6条第4項を除く。）において、報酬とは、非常勤役員である専務理事に支給する月額報酬をいう。

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に伴い発生する、通勤手当、旅費の経費は、費用として報酬と明確に区分しなければならない。

(報酬の額)

第5条 報酬の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(報酬の支給と控除)

第6条 報酬の支給日は、毎月15日（8月は12日）とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に一番近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

- 2 前項ただし書の場合において、支給日が12日となるときは、同項の規定にかかわらず支給日を16日とする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 専務理事を除く役員等に対しては、報酬は支給しない。

(費用の支払い)

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担する費用を支払うことができる。

- 2 旅費については、別に定める公益財団法人岡山県スポーツ協会旅費規程に基づき支給する。
- 3 通勤手当については、別表2に掲げるとおりとし、支給要件に該当する非常勤役員である専務理事に対し支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員である専務理事の月額報酬

| 月 額 | 年 額 |
|----------|------------|
| 272,000円 | 3,264,000円 |

別表2 通勤手当

| 手 当 | 出勤の日数による実費額 |
|--------|---|
| 手段及び積算 | 交通機関を利用の場合は実費 自動車その他の交通用具を使用の場合 通勤距離往復を採用し1キロメートルにつき25円 |